

国立市子ども基本条例骨子・素案（解説）

令和4年11月

国立市

目次

I	子ども基本条例の制定の経過と制定の意義	P 1
II	子ども基本条例の骨子案	P 4
III	子ども基本条例の素案（解説）	
	前文	P 6
	第1章 総則	P 8
	第2章 子どもにとって大切な権利	P 10
	第3章 子どもにとって大切な権利の保障	P 12
	第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進	P 14
	第5章 権利侵害の相談・救済	P 19
	第6章 子どもに関する施策の推進と検証	P 20
	参考	P 21

I 子ども基本条例制定の経過と制定の意義

国立市では、国立市子ども総合計画において、子どもの権利に関する検討を提示してきたなか、第3次計画策定時点で、条例の制定に先行して「子ども参画」を推進することとし、施策の展開を続けてきました。その間、平成29年に国立市総合オンブズマン条例が制定され、権利侵害の相談・救済の仕組みが整う一方、近年、国立市においても児童虐待や不登校児童数の増加や子どもの貧困問題、更にはヤングケアラーや性別に関わる差別など、子どもを取り巻く課題が複雑多様化しています。そのなかで、子どもという立場だけで声をあげられず子どもの権利が守られていない事例、ともすれば子どもの将来の生き方の選択を狭めてしまうような大人主体の風潮も根強く存在しています。

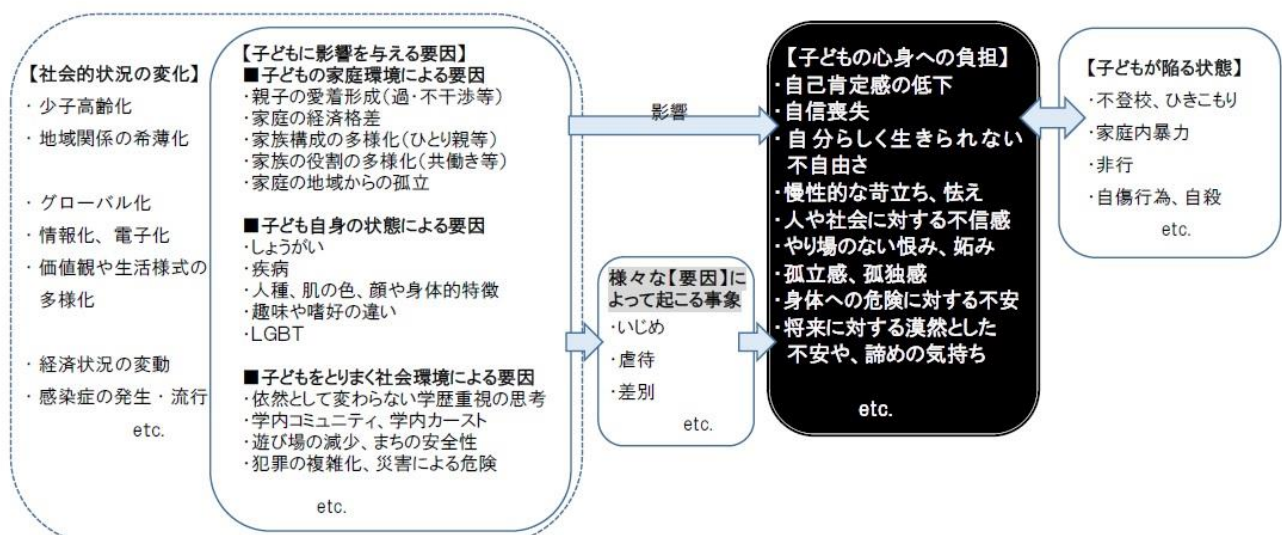
こうした子どもを取り巻く社会課題を解決するため、あらゆる子ども施策を講じていますが、本質的な課題解決（子どもが本当に望むもの）を実現するためには、まず、大人は、子どもと、いまを生きるひとりの人間として相互的な人間関係に立つ必要があります。そして、子どもの権利条約の一般原則を踏まえ、大人が子どもの思い、考え、意見を受け止め、これを尊重して、子どもにとって何が一番良いかを考えて、誰一人取り残すことがないよう子ども施策を進めることが肝要です。

国立市は、「人間を大切に作る」をまちづくりの基本理念として掲げるなか、ソーシャル・インクルージョンを基本とするまちづくりを推進しています。子どももその一員であるとの認識は大切なことです。

本条例は、社会全体で子ども一人ひとりがかけがいのない存在であること認識し、また、子どもの声に耳を傾け、真剣に受け止めながら子どもの権利を守り、子どもを支えていくため、ここで社会共通の規範をもち、市が子ども施策を着実に実行するために条例を策定します。

この条例の制定と子ども施策の推進をもって、すべての子どもが幸せに成長・発達することができる“やさしいまちづくり”の実現を目指します。

【子どもを取り巻く複雑多様な課題】



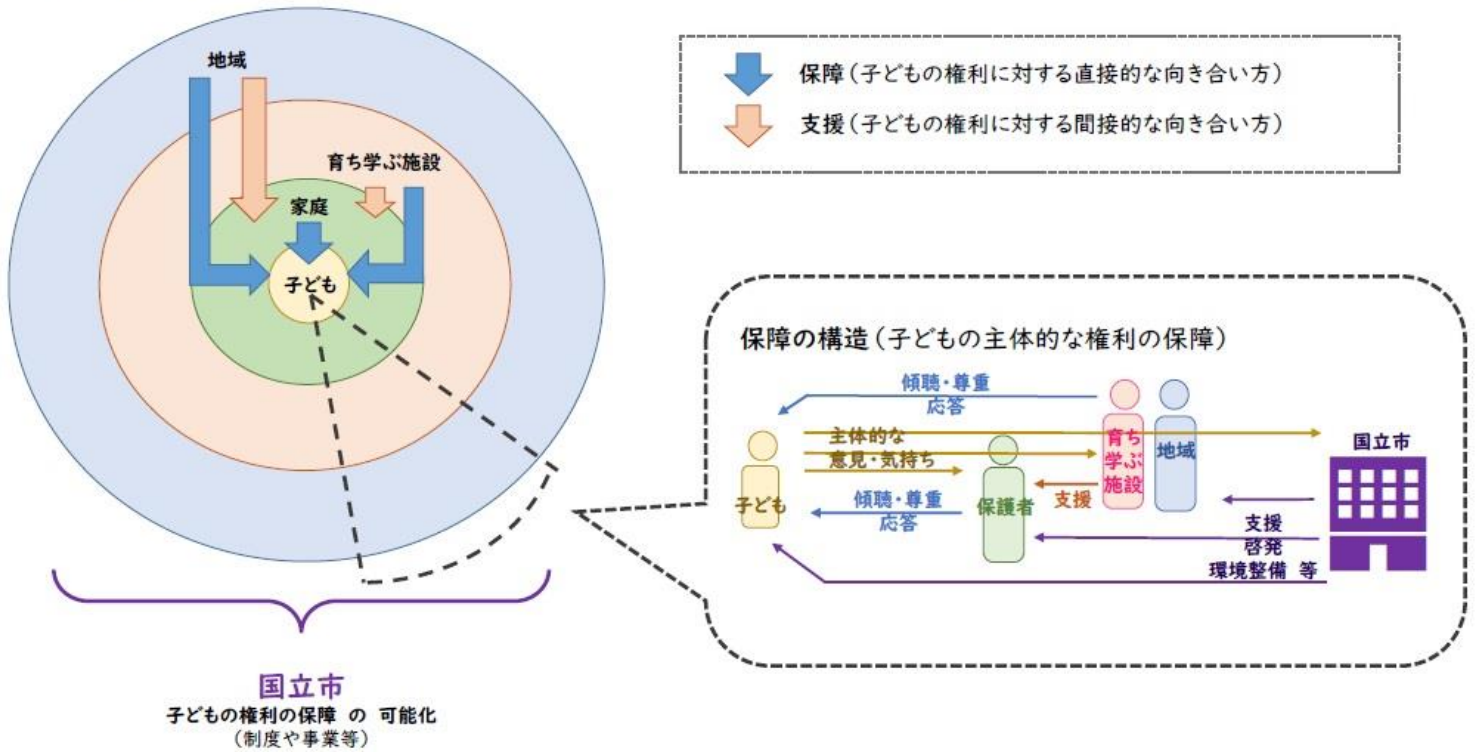
国立市子ども基本条例とは

“すべての子どもが 自分らしく幸せに生きる・育つこと” が約束されたまち となるために 必要なプロセス

について規定した条例です。

<p>すべての子ども=</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しょうがいの有無 ・家庭の経済状況 ・年齢や発達の状況 ・生まれた環境 <p>等の違いに関わらず</p>	<p>自分らしく=主体性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の個性や特性 ・自分の興味や関心 ・自分の気持ちや考え <p>等に素直に、正直に</p>	<p>幸せ=well being</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幸福で、肉体的、精神的、社会的、すべてにおいて満たされた状態 	<p>幸せに生きる=</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リアルタイムで幸せが実現している状態 <p>幸せに育つ=</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の幸せに向かって日々を過ごしている状態 	<p>約束されたまち=</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利が守られる環境 ・子どもが権利侵害から救われる環境 	<p>必要なプロセス=</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利が守られる環境となるために不可欠な定義(子どもの権利とは)、大人の向き合い方、取組みの在り方、等 <p>※具体的な手法そのものを規定するものではない</p>
---	---	---	---	--	---

“子どもの権利”の保障の構図



骨子案・素案（解説）

Ⅱ. 子ども基本条例の骨子案

前文

第1章 総則

【目的】

○この条例は、国立市が推し進めるソーシャル・インクルージョンの理念のもと、国立市に関わる全ての子どもの権利を保障し、社会全体で子どもが幸せに生きることができるまちづくりの実現を目的とします。

【定義】

■子ども

- ・市内に在住、在学し、又は在勤する等の18歳未満の人
- ・これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人

■大人

- ・保護者：子どもの親、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する里親その他親権者に代わり子どもを養育する者
- ・育ち学ぶ施設：市内の学校教育施設、児童福祉施設、社会教育施設その他子どもが育ち、学ぶために利用する施設のこと
- ・事業者：市内において事業活動を行う個人及び法人その他団体のこと
- ・市民：市内に在住、在学し、又は在勤する者（在住、通学・通勤する者）

【基本理念】

- 子どもの権利の保障は、次に掲げる理念を基本として進めるものとします。
- 子どもを大人と同じ権利の主体として尊重すること。
- 子どもがいかなる差別もされることのないよう、その権利を保障すること。
- 子どもの命が守られ、愛され保護され、心身ともに健やかに育つことを保障すること。
- 子どもが、自由に意見を表すことを保障すること。また、その意見を、子どもの成長や発達、個性にふさわしい形で尊重すること。
- 子どもに関係のあることについて、子どもにとって最も善いことは何か第一に考えること。

【市等の役割】

- 市は、子どもの権利が保障されるよう関係機関等と連携しあらゆる取組を行い、もって子どもにやさしいまちづくりを推進するものとします。
- 保護者は、子どもの生活の中心である家庭において子どもを養護する大切な存在であることを受け止め、子どもが健やかに育つよう努めるものとします。
- 育ち学ぶ施設の関係者および事業者は、その活動において子どもの権利の保障するものとします。
- 市民は、子どもの権利についての理解を深め、これを保障し、子どもの健やかな育ちのために協力するよう努めるものとします。

第2章 子どもにとって大切な権利

■子どもの権利について

- ・子どもの権利:自分らしく生き、成長・発達するために大切な権利 (以下「3つの権利」)
- ・子どもは自分が尊重されるのと同様に、他者の権利も尊重するよう努めなければならない。

■安心して生きる権利

- ・命が守られること
- ・大切に育てられること
- ・適切な医療を受けること
- ・差別を受けないこと
- ・社会保障が受けられること
- ・プライバシーが守られること
- ・相談、助けを求められること 等

■自分らしく心豊かに育つ権利

- ・遊び、学ぶこと
- ・自然、芸術、文化及びスポーツに親しむこと
- ・ありのままの自分が尊重されること
- ・内心の自由が保障されること
- ・仲間を作ること
- ・ほっとできる場所をもつこと 等

■意見が尊重される権利、参加する権利

- ・自分の意見を言う権利、尊重してもらう権利、参加する権利、情報を収集する権利

第3章 子どもにとって大切な権利の保障

子どもの権利を保障する大人において、それぞれの立場の持つ役割について規定

- 【家庭における権利の保障】
- 【育ち学ぶ施設における権利の保障】
- 【地域における権利の保障】
- 【虐待・体罰・いじめ等あらゆる差別や暴力の禁止】

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

子どもの権利を保障するため、また、すべての大人が子どもの権利を保障できるよう、市の役割について規定

- 【子どもの意見が尊重される環境づくり】
- 【子どもが相談できる環境の整備】
- 【子どもの権利の周知と学習支援】
- 【国立市子どもの権利の日】
- 【子育て家庭への支援】
- 【支援が必要な子ども・家庭への支援】
- 【乳幼児期から豊かな学びを受ける環境の向上】
- 【子どもの居場所づくりの推進】
- 【虐待・体罰・いじめ等あらゆる差別や暴力に対する取組み】
- 【有害または危険な環境及び情報からの保護】

第5章 権利侵害の相談・救済

- 【権利侵害の相談・救済】

第6章 子どもに関する施策の推進と検証

- 【子どもの権利に関する計画策定と施策の推進】

Ⅲ. 子ども基本条例の素案(解説)

前文

すべての子どもは、この世に唯一無二の尊い命を授かったひとりの人間として、一人ひとりがかけがえのない存在です。

子ども一人ひとりが権利の主体とし、命と基本的人権が尊重されること、幸せに生きるための権利をもち、保障されなくてはなりません。

【解説】子どもとは何か

- 子どもは、かけがえのない存在であり、大人と同じくひとりの人間としての尊厳を有し、権利の主体であるということを認識することが大切です。
- 大人と同じく、基本的人権が尊重されること、幸福に生きることを追求する権利を有しています。

子どもは、今を生きる存在であるとともに、無限の可能性に満ちた存在です。多様な個性や感性、特性が成長・発達過程において育まれること、子ども自身が育ちを通じて自分の夢や希望を追い求めること、ありのままの自分らしい生き方ができること、すべての子どもにおいて差別されることなく幸せを求める権利があります。

大人は、子ども一人ひとりを権利の「主人公」として、子どもにとって最もよいことを第一に考え、全ての子どもたちが幸せに生きていけるよう、努力を惜しまず子どもの権利を保障します。

大人と子どもの相互的な人間関係「パートナーシップ」をもとに子どもの権利が保障されるための制度を整えると共に、大人は子どもを主体として尊重するとともに、子どもの成長・発達を支え、寄り添い応答しながら、子どもが自身の権利について理解し、希望を抱き主体性を育むことができる環境づくりを進めます。

【解説】子どもの権利とは何か

- すべての子どもは成長・発達過程にあり無限の可能性に満ちた存在です。子ども自身が育ちを通じて自分のなりたいものを追い求めること、自分らしい生き方を求めること。その形は一人として同じものがない、多様なものであり、かつ、そのことはすべての子どもにおいて幸福追求権として認められます。
- 「子どもの権利」については、条約において、4つの一般原則が示されています。
 - 生命、生存及び発達に対する権利
 - 子どもの最善の利益
 - 子どもの意見の尊重
 - 子どもの差別の禁止これらは、「子どもの権利」を保障するために踏まえなければいけない原則であり、子どもの権利保障を推進する条例の基本理念となるべきものです。

国立市は、「人間を大切にする」というまちづくりの基本理念に掲げ、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、すべての子どもの権利を守るまちをつくる責任があります。

わたしたちは、子どもの皆さんと一緒に、誰一人取り残すことなく、一人ひとりの幸せを大切にし、人に優しい国立のまちづくりを進めます。

子どもの皆さんが、少しでも生きづらさを感じるがあれば、大人が寄り添い支え、一緒に考え、大人も成長し、子どもの権利を保障することに全力を尽くします。

本条例において、日本が世界と結んだ子どもの権利条約の精神を尊重し、大人が、子どもの権利に対してどのように向き合わなければならないか、その規範を示すとともに、これに基づいて、子どもの権利と子どもに寄り添う大人を支える環境の整備方針について定めることで、もって国立市が、恒久的に、すべての子どもが幸せに成長・発達することができる子どもにやさしいまちづくりを推進することを、ここに宣言し、この条例を制定します。

【解説】

- 「人間を大切にする」は、国立市が基本構想に掲げている市が大切にする理念。
- 国立市は、「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」において、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、人権・平和のまちづくりを推進するとしています。
- 日本も批准している子どもの権利条約は、全ての子どもがもつ権利を定めたもので、国立市においても、子どもの権利を守る責任とこの条約を踏まえた地方自治の実現を目指すものです。

第1章 総則

【目的】

- この条例は、国立市が推し進めるソーシャル・インクルージョンの理念のもと、国立市に関わる全ての子どもの権利を保障し、社会全体で子どもが幸せに生きることができるまちづくりの実現を目的とします。

【解説】

□この条例は、すべての子どもの権利を保障することにより、すべての子どもが幸せで、子どもにとってやさしいまちづくりを実現するために制定するものです。

【定義】

- 「子ども」とは、市内に在住、在学し、又は在勤する等の18歳未満の人、および、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人のことをいいます。
- 「保護者」とは、子どもの親、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する里親その他親権者に代わり子どもを養育する者をいいます。
- 「育ち学ぶ施設」とは、市内の学校教育施設、児童福祉施設、社会教育施設その他子どもが育ち、学ぶために利用する施設のことをいいます。
- 「事業者」とは、市内において事業活動を行う個人及び法人その他団体のことをいいます。
- 「市民」とは、市内に在住、在学し、又は在勤する者をいいます。

【解説】

- 「子ども」「保護者」「育ち学ぶ施設」「事業者」「市民」について定義しています。
- こども基本法の「こども」の定義は、「心身の発達過程にある者」としています。

【基本理念】

- 子どもの権利の保障は、次に掲げる理念を基本として進めるものとします。
- 子どもを大人と同じ権利の主体として尊重すること。
- 子どもがいかなる差別もされることのないよう、その権利を保障すること。
- 子どもの命が守られ、愛され保護され、心身ともに健やかに育つことを保障すること。
- 子どもが、自由に意見を表すことを保障すること。また、その意見を、子どもの成長や発達、個性にふさわしい形で尊重すること。
- 子どもに関係のあることについて、子どもにとって最も善いことは何か第一に考えること。

【解説】

- 子どもの権利条約の4つの基本原則の尊重し、条例の基本理念に位置付けています。
- ✓すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、しょうがい、経済状況などどんな理由でも差別されない権利をもつ。
- ✓命が守られ成長できる権利
- ✓子どもは、自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に尊重すること。
- ✓子どもに関することが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考える。

【市等の役割】

- 市は、子どもの権利が保障されるよう関係機関等と連携しあらゆる取組を行い、もって子どもにやさしいまちづくりを推進するものとします。
- 保護者は、子どもの生活の中心である家庭において子どもを養護する大切な存在であることを受け止め、子どもが健やかに育つよう努めるものとします。
- 育ち学ぶ施設の関係者および事業者は、その活動において子どもの権利を保障するものとします。
- 市民は、子どもの権利についての理解を深め、これを保障し、子どもの健やかな育ちのために協力するよう努めるものとします。

【解説】

- 子どもの権利が保障され、子どもにとってやさしいまちを目指すため、市等の役割を記載しています。具体的な内容については、第三章及び第四章に規定しておりますが、本条項はその概要を記し、子どもの権利を保障する立場となる、大人や市の役割について規定しております。
- 保護者に関する規定については、子どもの権利条約では「保護者には子どもに対する第一義的責任を有する立場である」としてありますが、保護者への重責過多に陥らないよう、子どもや家庭を社会全体で支えることの大切さを考え、上記のような役割と規定しました。

■子どもにやさしいまちづくりとは(ユニセフ HP 参照)

- ・子どもの参画 … 子どもの意見を聞きながら、意思決定過程に加わるように積極的参加を促すこと
- ・子どもにやさしい法的枠組み … 子どもの権利を遵守するように法制度的な枠組みと手続きを保障すること
- ・都市全体に子どもの権利を保障する施策 … 条例に基づき、子どもにやさしいまちの詳細な総合計画と行動計画を定めて実施すること
- ・子どもの権利部門または調整機構 … 子どもたちの将来を見据えて、自治体の中に優先すべきことを保障する永続的仕組みを構築すること
- ・子どもへの影響評価 … 子どもに関わる法律や施策、事業について実施前・中・後に子どもへの影響を評価する制度を保障されること
- ・子どもに関する予算 … 子どものために適当な資源と予算が使われているかが調査されることを保障すること
- ・子どもの報告書の定期的発行 … 子どもたちと子どもの権利についての実状について十分なモニタリングとデータ収集が保障されること
- ・子どもの権利の広報 … 大人や子どもの間に子どもの権利について気付くことを保障すること
- ・子どものための独自の活動 … 子どもオンブズマン、子どものコミッショナーなど、子どもの権利を促進するために活動している NGO や独立した人権団体を支援すること
- ・当該自治体にとって特有の項目 … 人口、産業形態、地理的状况など、自治体固有の課題や強みを考慮して設定した取組みを推進すること

第2章 子どもにとって大切な権利

【子どもの大切な権利】

- 1 この章で定める権利は、すべての子どもにとって大切な権利として保障されます。
- ①子どもの権利は、ひとりの人間として生きていくために尊重されるとともに、年齢や発達に応じてふさわしい配慮がされます。
 - ②子どもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、他者の権利を尊重するよう努めなければなりません。

【解説】

- 第2章において、子どもの権利条約を地方自治により実現するために優先される子どもの権利を規定しています。
- 「年齢や発達に応じたふさわしい配慮」とは、例えば乳児は、言葉を発せない成長段階にあることが理由で、意思疎通が難しい対象であり、ひとりの人間としての権利を行使できない、と解釈されてはならず、乳児であっても権利が尊重されなければなりません。他方、大人は、乳児が言葉が発せないという成長段階にあることに配慮し、その子どもの最善の利益が保証しなければならないものであることを規定しています。
- すべての子どもにおいて、自身の権利は他者の権利と共存します。自身の権利が尊重されるために、他者の権利を侵害してよいものではなく、人と人とのコミュニケーションの中で築かれていく必要がある、ということを示しています。

【安心して生きる権利】

- 1 子どもは、安心して生きるために、次に掲げる権利が保障されます。
- ①自らの命を大切に思い、そのかけがいのない命が守られること。
 - ②愛情をもって大切に育てられること。
 - ③健康に気が配られ、適切な医療を受けること。
 - ④虐待、体罰、いじめ等あらゆる差別や暴力を受けず心身が守られること。
 - ⑤いつでも安心して相談でき、助けを求めることができること。
 - ⑥安定した生活を送る上で必要となること、またその環境の中で子どもが成長・発達する上で必要となることについて、社会から適切な保障を受けること。
 - ⑦プライバシーや誇りが守られること。

【解説】

- ここでは、安心して生きる権利として、子どもの命に関わる「生命・生存の権利」「守られる権利」を基本として規定しています。
- 子どもが安心して生きるためには、その瞬間瞬間において、幸福で健康な状態にあることが大切と考えます。健康な状態とは、肉体的、精神的、社会的、すべてにおいて満たされている状態(=well being)です。肉体的とは、衣食住を十分に得られることや物理的な暴力等を受けないこと、けがをした際に医療機関等にかかることができる事等があります。精神的とは、保護者をはじめ関わりを持つ人から大切にされることや、自分の尊厳やプライバシーを尊重されること等があります。
- このような状態が保障されるためには、子どもの状態や成長・発達、おかれている環境等について、関わりを持つ大人が理解し、寄り添うことが不可欠です。

【自分らしく心豊かに育つ権利】

1 子どもは、自分らしく心豊かに育つために次に掲げる権利が保障されます。

- ①自分の成長にあわせて遊び、学ぶこと。
- ②自然、芸術、文化、スポーツなどに親しむこと。
- ③仲間をつくり、様々な人々とふれあうこと。
- ④暖かい見守りのなかで、地域や社会の活動に参加すること。
- ⑤ありのままの自分の存在が認められ、尊重されること。
- ⑥自由に気持ちや考えを持つこと。
- ⑦自由に気持ちや考えを表現すること。
- ⑧心身にとって必要な休む時間と安心できる場所をもつこと。

【解説】

- ここでは、自分らしく心豊かに育つ権利を規定しています。
- 遊びは、子どもにとって豊かな育ちに繋がるとも大切なことです。
- 子どもの育つ環境においては、インクルーシブな考え方の下、一人ひとりの個性、特性また無限の可能性が十分配慮され、すべての子どもが自由に気持ちや考え、意見を発すること、最善の利益が守られることが大切です。
- 子どもが心豊かに育つために大切な経験は、個々に異なりますが、その子が求めている体験の機会について、地域や社会全体で支えながらその機会を創出することが大切です。
- 子どもは、自由に自分の気持ちや考え、意見をもつことが保障されます。(その気持ちや考え、意見については、次項でも示すように、自由に言うことができ、周りから尊重されることが大切です。) また、自分の気持ちや考え、意見を、言葉や文章、絵などいろいろなかたちで表現できるということがあらゆる機会で保障されていることが大切です。
- 自分らしく育つとは、自分を肯定し、自分が肯定されることです。そのためには、自分の考えや自分のための時間を持つことが大切で、時には休むことが心身ともに成長するために欠かせません。

【意見が尊重される権利・参加する権利】

1 子どもは、意見を表明する権利・参加する権利として、次に掲げる権利が保障されます。

- ①自分の考えについて意見表明すること
- ②自分の表明した考えや気持ちについて聞いてもらい、成長や発達、個性にふさわしい形で尊重されること
- ③意思決定の場や社会活動に参加すること。
- ④必要な情報を大人又は社会に求め、集めること

【解説】

- ここでは、意見が尊重される権利、参加する権利を規定しています。
- 子どもも大人と同じく、ひとりの人間としても持っている権利が大切にされなければなりません。そのためには、子どもの成長や発達、個性にふさわしい形で、意見する機会と場があり、その意見が真剣に受け止められ、尊重されることが大切です。
- 子どもも社会の一員として、成長や発達、個性にふさわしい形で、社会参加やまちづくりのなかで意見が尊重されることが大切です。子どもたちが、今、そして将来の自分たちのよりよい暮らしを自ら考える事ができる環境がつくられることは、持続可能なまちづくりにおいても重要な視点です。
- 子どもの意見表明権が大切であることの根拠の一つに、子どもが有権者でないことがあります。
- 子どもへのヒアリングからは、日常の中で大人が決めたことについて、意見を言っはいけないと思う場面があり、また、その説明を受けずにいる、との声があります。子どもの意見表明は、子どもの成長にとってとても大切なことで、成長や発達、個性にふさわしい形で権利として認められていること、また、その意見がどのように尊重されたか、について、大人が説明しなければなりません。

第3章 子どもにとって大切な権利の保障

【家庭における権利の保障】

- 1 保護者は、家庭において子どもの権利を保障するため、子どもの成長・発達に応じて、寄り添い、子どもの声に耳を傾け、真剣に受け止めながら、子どもにとって最もよいことを第一に考えよう努めるものとします。
- 2 保護者は、前項の取組を行うときには、子育ての必要な協力を求めることができます。

【解説】

- ここでは、家庭における子どもの権利の保障について規定しています。
- 子どもの親あるいは親に代わり養育する家庭の環境などの違いに関わらず、子どもの保護者は、子どもの声に耳を傾け、真剣に受け止め寄り添い、子どもにとって最もよいことを考えて養育することに努めるものとします。
- 子どもの健やかな成長には、保護者を取り巻く多くの人に支えられる必要があり、保護者は、必要な支援を求めることができます。

【育ち学ぶ施設における権利の保障】

- 1 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの権利を保障されるため、特に次に掲げることについて必要な取組に努めるものとします。
- ① 育ち学ぶ施設の関係者は、関わる全ての子どもに対し、共に育ち、学びあい、その子どもの声に耳を傾け、真剣に受け止め、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考えること。また、子どもの成長や発達、個性等に寄り添いながら、関わる全ての子どもの育ちと学びを支えること。
- ② 育ち学ぶ施設の関係者は、課題や不安を抱える子どもに対し、特にその子どもの心情に寄り添い、子どもの主体性に対する配慮を欠くことなく、生じている課題等の解決を図るとともに、個々の子どもに適した学びと育ちの環境が提供できるよう努めるものとします。
- ③ 育ち学ぶ施設の関係者は、虐待、体罰、いじめ等あらゆる差別や暴力を防止するとともに、子どもが虐待、体罰、いじめ等あらゆる差別や暴力について相談しやすい環境を整備しなければなりません。また、虐待、体罰、いじめ等あらゆる差別や暴力が発生した場合、早期の対応と、必要に応じて市その他関係機関と協力する等により対応するものとします。

【解説】

- ここでは、育ち学ぶ施設における子どもの権利の保障について規定しています。
- 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの将来への「道しるべ」となる学びの場であり、そこでは大人は子どもの声に耳を傾け、真剣に受け止め、寄り添いながら子どもにとって最も良いこと、個々の特性や発達に応じた学びができる環境づくりが大切です。
- ここでは、育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの育ちと学びを支えるにあたり、子どもの主体性や多様性、無限の可能性に寄り添い、その個としての特徴を最大限に伸ばすことを目指すことを大切にするという主旨も含みおいています。
- ここでは、配慮を必要とする児童の課題解消と施設内の環境づくりについては、児童本人が求めているものを軸に整えていく必要があり、大人たちの価値観のみをもって整えてよいものではなく、特にそのことに留意する旨を記載しております。
- 国立市において、いじめに関する規定としては、「国立市いじめ防止対策推進条例」が制定されています。当該条例は、いじめを防止等のための対策について、基本理念を定め、国立市、国立市教育委員会、国立市立学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにし、学校、家庭及び地域が連携したいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する目的で設置された条例となっています。

【地域における権利の保障】

- 1 市民及び事業者は、地域の中で、子どもの権利を保障され、子どもが健やかに成長できるよう特に次に掲げることについて努めるものとします。
- ①市民及び事業者は、子どもを地域社会の一員として認め、子どもの意見や活動を尊重し、対話をもって支えることに努めるものとします。
- ②市民及び事業者は、地域の中で、子どもにとって安心かつ安全に過ごせるよう見守り支えることについて努めるものとします。

【解説】

- ここでは、地域における子どもの権利の保障について規定しています。
- 子どもの健やかな成長には、子どもも地域社会の一員として関わり、大人は子どもの声に耳を傾け、真剣に受け止め、寄り添いながら子どもの成長を支えることが大切です。

【虐待、体罰、いじめ等あらゆる差別や暴力の禁止】

- 1 何人も、子どもに虐待、体罰、いじめ等あらゆる差別や暴力を行ってはなりません。
- 2 何人も、子どもへの虐待、体罰、いじめ等あらゆる差別や暴力を許してはなりません。

【解説】

- ここでは、子どもに対する虐待、体罰、いじめ等あらゆる差別や暴力の禁止について規定しています。
- 何人も子どもに対する虐待、体罰、いじめ等あらゆる差別や暴力を行うことや許すことについて禁止します。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

【子どもの意見が尊重される環境づくり】

- 1 市は、子どもが自分の意見が表明でき、その意見に耳を傾けられ、尊重されるために必要な環境づくりに努めるものとします。
- 2 市は、市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者において、子どもが自分の意見等を表明し、参加する機会を確保できるよう働きかけるとともに、市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者が当該機会を確保する場合には、これを積極的に支援し、またその活動との連携を行うよう努めるものとします。

【解説】

- ここでは、国立市が、大人が子どもの意見に耳を傾け、尊重する環境づくりについて規定しています。
- 市は、子どもの意見表明及び参画の機会について、市が主体となって積極的に施策や環境を設けていくとともに、関係機関に対しそのような機会の設置について求めていくことについて定めるものです。（関係機関においては、子どもの意見に耳を傾け、尊重すること、また参画の機会の設置について、第三章にその役割を記載しております。）
- 日常的に子どもの声を聞き取り、発信することで、政策に反映させていく仕組みの案として、子どもの目線に近い若者が相談・コーディネートする体制（子どもコーディネーターの配置）等を考えています。

【子どもが相談できる環境の整備】

- 1 市は、子どもが課題や不安、日常的に困っていること等について気軽に相談できる環境を整備しなければなりません。
- 2 市は、市民、育ち学ぶ施設及び事業者において、子どもが課題や不安、日常的に困っていること等について気軽に相談できる環境を整備することができるよう支援に努めるものとします。

【解説】

- ここでは、市として子どもが気軽に相談できる環境をつくる責務を担うことを規定しています。
- 市は、子どもが気軽に相談できる環境を整えるにあたり、市民、育ち学ぶ施設及び事業者が必要としている支援に努めるものとします。
- 子どもが気軽に相談できる環境整備にあたっては、子どもの目線に近い若者が相談・コーディネートできる体制（子どもコーディネーターの配置）等を考えています。
- 学校内のいじめ防止活動として、現在、公立中学校では、スクールバディの取組が実施されています。

【子どもの権利の周知と学習支援】

- 1 市は、この条例と子どもの権利について、市民に広く知らせなければなりません。
- 2 市は、家庭、育ち学ぶ施設、地域などにおいて、子どもが自分の権利と他者の権利を学びお互いの権利を尊重し合うことができるよう支援しなければなりません。
- 3 市は、市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう支援しなければなりません。

【解説】

- ここでは、市として子どもの権利の周知と学習支援を行う責務を担うことを規定しています。
 - 子どもの権利については、その内容や構造について広く認知されるようにすることが大切です。
- 第1項…市民全体に対し、周知すること
第2項…各家庭や学校等において、子どもが権利を学習できる環境づくりを支援すること
第3項…市民の、子どもの権利に対する理解を深める学習機会について支援をすること

【国立市子どもの権利の日】

- 1 国立市に広く子どもの権利の理解と関心を深め、子どもにとってやさしいまちづくりを推進するため、国立市子どもの権利の日を設けます。
- 2 子どもの権利の日は、11月20日とします。

【解説】

- ここでは、子どもの権利の理解と関心を深め、子どもにとってやさしいまちづくりを推進するため、国立市子どもの権利の日を設けることについて規定しています。
- 国立市子どもの権利の日は、国際連合総会において子どもの権利条約が採択された11月20日を候補とします。

【子育て家庭への支援】

- 1 市は、保護者が安心して子育てし、もって保護者が子どもの権利を保障できるように支援します。
- 2 市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者は、保護者が安心して子育てをすることができるように支援に努めるものとします。
- 3 市は、これから子どもを授かる市民等が安心して子育てすることができるように環境を整備します。

【解説】

- ここでは、市が、子育て家庭全般に必要な支援をしなければならないことを規定しています。
- 市は、保護者が、子どもの生活の中心である家庭において子どもを養護する大切な存在であること保護者が、子どもの権利を保障できるよう配慮し、支援する役割があります。
- 保護者が安心して子育てができるよう育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者など地域の協力が大切です。

【支援が必要な子ども・家庭への支援】

- 1 市、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者は、虐待等を受けた子ども、経済的に困難を抱える家庭の子ども、言語や文化の異なる家庭の子ども、しょうがいのある子ども、不登校の子ども、社会的なひきこもりの子どもなどに対し、子どもとその家庭へ気を配り、適切な配慮をしなければなりません。

【解説】

- ここでは、市、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者は、支援が必要な子どもやその家庭に対して適切な支援をしなければならないことを規定しています。

【乳幼児期から豊かな学びを受ける環境の向上】

- 1 市は、子どもの学ぶ意欲や学ぶ権利を尊重し、子どもの可能性を最大限に伸ばすことができるよう、一人一人の個性に着目し、育ち学ぶ施設及び事業者と協力して自立性や主体性を育むために必要な環境の整備を図るとともに、子どもに寄り添ったきめ細かな支援に取り組むものとする。
- 2 市は、子どもがもっている無限の可能性を自ら大切に豊かに成長・発達することができるよう、多様な学びにつながる遊びや体験機会、また休みじっくり考える機会が乳幼児期から得ることのできる環境の整備に努めるものとします。
- 3 市は、学び育つ施設や事業所等と連携し、未就園児の子育て家庭を含めすべての家庭へ乳幼児からの学びにつながる遊びと経験、子どもの育ちと発達にとって大切な情報の提供と取組みを進めるものとします。

【解説】

- ここでは、市が、すべての子どもが乳幼児期からの豊かな学びにつながる環境の向上に努めることを規定しています。
- 幼児期からの学びは、すべての子どもが自分の持つ可能性を大切にしながら社会において幸せに生きていくためにとても大切なものです。子どもの豊かな成長には、成功体験（自信が持てる）、挑戦の機会、他者と共感・尊重し合う経験を得る機会、更に自然や生き物と触れ合うことによる命の尊さなどを体感することなど、積み重ねられるような個の発達にあった学びの環境で育つことが欠かせないものと考えます。市は、保育園・幼稚園をはじめ、地域子育て支援拠点や市民活動等、あるいは各家庭においてその主旨やノウハウを共に考え学びの環境の向上を目指します。国立市が進める幼児教育推進事業もその取組の柱と考えます。
- 子どもの豊かな育ちにおいて、子どもの夢ややりたい事などを見つけそれを温めながら育つことが大切です。そのためにも、時には、じっくり考え休むなかで、自身を見つめる機会と場所があることが必要です。

【子どもの居場所づくりの推進】

- 1 市は、育ち学ぶ施設の関係者および事業者と協力し、すべての子どもが、自分にとって大切となりうる多様な経験や、様々な世代の人々との触れ合い、自然と親しむことができる居場所、あるいは、何もしなくてよい、ほっとできる居場所など、子どもの豊かな育ちにつながる居場所を見つけることができるよう、環境づくりを進めるものとします。
- 2 市は、前項に基づく子どもの居場所づくりにおいて、子どもの意見を聴く機会を設け、その意見等を尊重するよう努めるものとします。

【解説】

- ここでは、子どもの居場所について、市は関係機関と連携して構築していくことを規定しています。
- 居場所については、家、学校等のほか、子どもが自分らしく過ごす・活動することのできる場所、近年は「サードプレイス」という呼称で子どもの権利保障における必要性が高まっているものです。
- 子どもの居場所については現時点で明確な定義にまで至っていませんが、こども家庭庁において「地域における子供の適切な遊び及び生活の場」（子ども家庭庁設置法第4条第1項第5号）と示されており、ここに空間のみならず、体験活動や遊びそのものが含まれる解釈がされています。
- 国立市では現状、子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱において、「将来を担う子どもたちが、地域の人とのふれあいによって、豊かな人間性や社会性を身に付け、及び子育て家庭が地域で孤立することなく、支え合いの中で子育てができるようにすること」を目的とし、①気軽に立ち寄り、自由に過ごせる居場所、②食又は学習支援を通じた、子どもや子育て家庭の居場所について補助を執り行っています。
特に、近年、子ども食堂、フードパントリー、フードバンクなど子どもの貧困問題と関わった活動も活発になっています。
- 子どもは、子どもの居場所で過ごすなかで、子どもの経験や人とのコミュニケーションなど子どもの豊かな成長につながることを期待されますが、更に生きづらさを抱えた子どもが安心して過ごす場所としても期待できます。

【虐待、体罰、いじめ等あらゆる差別や暴力に対する取組み】

- 1 市は、関係機関等と協力し、子どもに対する虐待、体罰、いじめ等あらゆる差別や暴力の予防と早期の発見に取り組むものとしします。
- 2 市又は関係機関は、虐待、体罰、いじめ等あらゆる差別や暴力を受けた子どもに接するにあたっては、特にその子どもの心情に寄り添い、その子どもの意思を尊重するよう努めなければならない。
- 3 市は、虐待、体罰、いじめ等あらゆる差別や暴力を受けた子どもをすみやかにかつ適切に救済するため、関係機関と協力し、必要な対応を行うものとしします。
- 4 子どもは、自らが虐待等を受けたとき、もしくは、虐待等と思われる子どもを発見したときは、市又は関係機関に相談することができます。
- 5 市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもが虐待、体罰、いじめ等あらゆる差別や暴力を受けることがないように気を配るとともに、虐待、体罰、いじめ等あらゆる差別や暴力を受けたと思われる子どもを発見したときは、すみやかに市その他の関係機関に知らせなければなりません。
- 6 市、市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者は、いじめに関わった子どもが再びいじめに関わる事のないよう取り組むものとしします。

【解説】

- ここでは、虐待・体罰・いじめ等あらゆる差別や暴力に対する市の役割について規定しています。
- 市は、虐待等の予防と早期発見、また救済を行う役割があります。また、児童虐待の防止等に関する法律において、市民等は虐待等について通告義務があります。市が早期発見し、対象児童を救済するためにこの通告は不可欠な要素となるため、本項目に合わせて記載しています。
- 虐待を受けた子どもを救済する場合等において、支援者が当該児童の心情に寄り添えずに、結果として当該児童の権利侵害につながったという事例が全国的に散見されていることを踏まえ、第2項として、当該児童への対応にあたって、当該児童の意思を尊重することを努力義務として規定しています。

【有害または危険な環境及び情報からの保護】

- 1 市、市民、育ち学ぶ施設の関係者および事業者は、子どもが家庭や地域社会の中で健やかに育つため、違法な薬物等の有害または危険な環境や情報から子どもを守り、そのための情報を提供する取り組みます。

【解説】

- ここでは、市等が子ども育つ環境においては、その成長や発達に応じて大人が有害または危険な環境等から守り、そのための情報を提供しなければならないことを規定しています。

第5章 権利侵害の相談・救済

【権利侵害の相談・救済】

- 1 子どもは、国立市子ども人権オンブズマンに権利の侵害について相談し、または権利の侵害からの救済を求めることができます。
- 2 市は、国立市子ども人権オンブズマンによるもののほか、子どもの権利侵害に関する相談または救済については、育ち学ぶ施設、事業者および関係機関との連携を図るとともに子どもおよび子どもの権利の侵害の特性に配慮した対応に努めるものとします。
- 3 市は、子どもの権利侵害を未然に防止するための子どもの相談機会や子どもの生きづらさを抱えない取組を進めることに努めるものとします。

【解説】

- ここでは、子どもの権利侵害の相談・救済について規定しています。
- 市は、子どもからの相談、権利侵害における救済のため、第三者機関としての国立市人権オンブズマンを設置しています。
- 市は、子どもの生きづらさを抱えない取組として、子ども人権オンブズマンの相談機能との連携を進めるため、子どもの目線に近い若者が相談・コーディネートする体制（子どもコーディネーターの配置）の検討を進めます。
- 学校内のいじめ防止活動としてのスクールバディの取組が実施されています。

第6章 子どもに関する施策の推進と検証

【子どもの権利に関する計画策定と施策の推進】

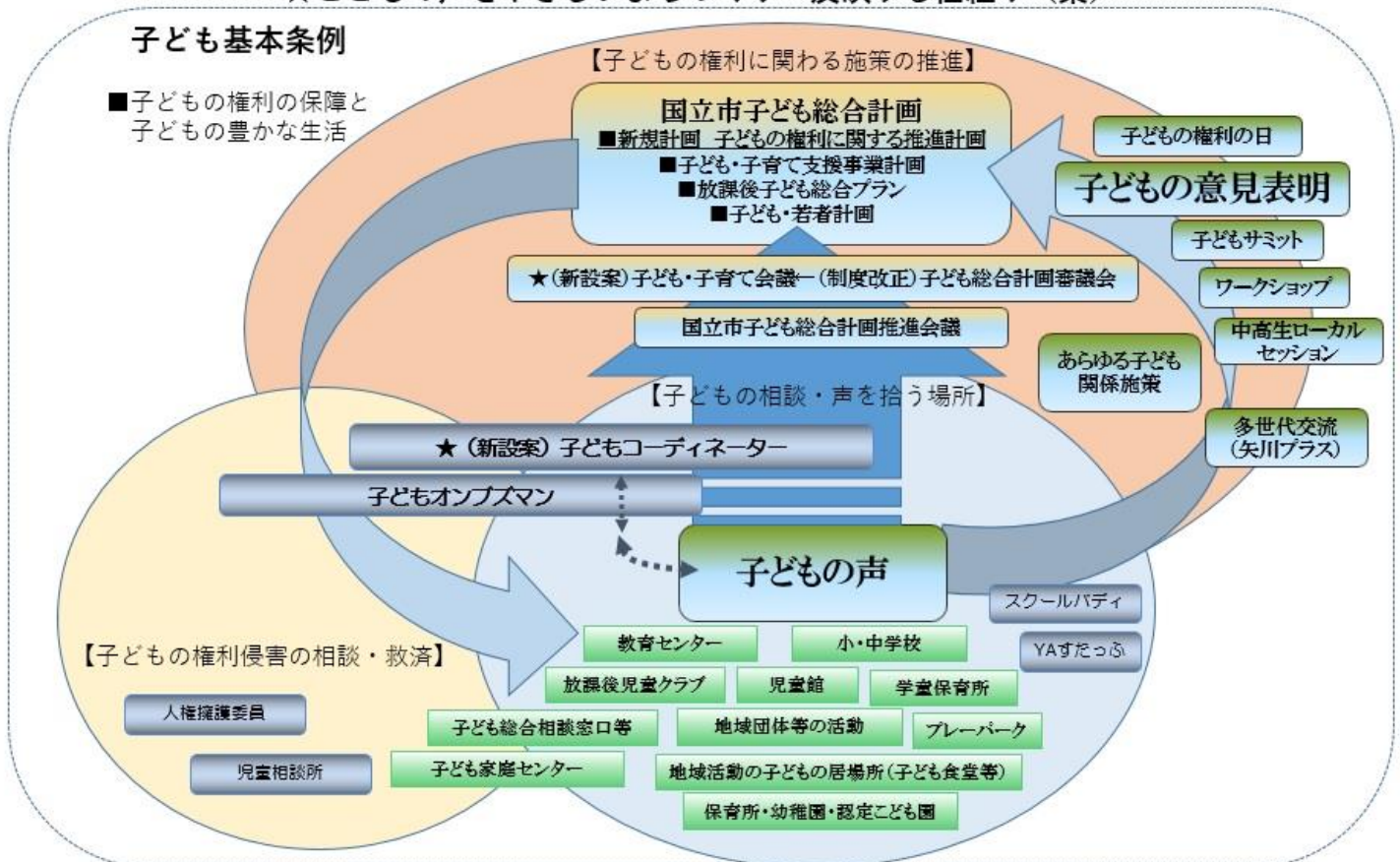
○市は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため子ども総合計画に推進計画を位置づけます。

【解説】

- ここでは、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、子ども総合計画に子どもの権利に関する推進計画を位置づけることを規定しています。
- 子どもの権利に関する計画については、子ども総合計画審議会に諮ります。
- 子どもの権利の保障に関する計画の推進に関することは、子ども総合計画推進会議において実施します。

※子ども総合計画審議会を、総合計画の策定・進捗評価だけではなく、子どもの権利の保障の状況調査や子ども権利施策に関わる提言などができる組織「(仮称)子ども・子育て会議」への変更を検討します。

★こどもの声をやさしいまちづくりへ反映する仕組み (案)



参考

目次

- | | |
|--------------------------------|-------|
| 1. 子どもの権利に関するヒアリングについて | P 1 |
| 2. 子どもの権利に関する公立小中学校教員アンケートについて | P 1 4 |
| 3. くにたち青少年・子どもサミットについて | P 1 9 |

1. 子どもの権利に関するヒアリングについて

子どもの意見については、小学生から高校生を中心に、また、大人へのヒアリングについては、小中学生の子どもを持つ保護者や成人式を迎えたばかりの大学生など若い大人に対し実施しました。ヒアリングの内容は大人についても、今後、子どもの考えと大人の考えの違いの対比ができるよう、本質的に同じことが聞き取れる内容で行っています。

ヒアリング形式を採用する理由として、“子どもの権利”について自身の本来の気持ちや実際の状況について聴取するためには“子どもの権利”がどういうものであるか、その概要について認識していることが不可欠になります。そのため、対象の理解度を把握しながら対話を通じて聴取するべく、ペーパーアンケートではなく直接対面し、ユニセフの「子どもの権利条約」を説明した上で、気持ちや考えを聞くということで行っています。「子どもの権利」の説明については、日本ユニセフ協会が作成した「子どもの権利条約カードブック」を活用し、子どもたちが身近に感じる権利を頭に浮かべてもらえるようなカードや、絵本（事務局作成）を活用し行いました。

設問の内容は、主要5項目（①権利の意識、②侵害、③求めていること、④保障についての改善策、⑤保障に向けて求めること）で、単なる状況調査ではなく、子ども自身が子どもの権利を知り、日ごろの照らし合わせの中で考え、本質的な答えが得られるようしています。さらに、ヒアリング対象の属性に合わせた設問も用意し、それぞれの立場の思いを十分にくみ取れるよう工夫しています。

①子どもヒアリングの結果について

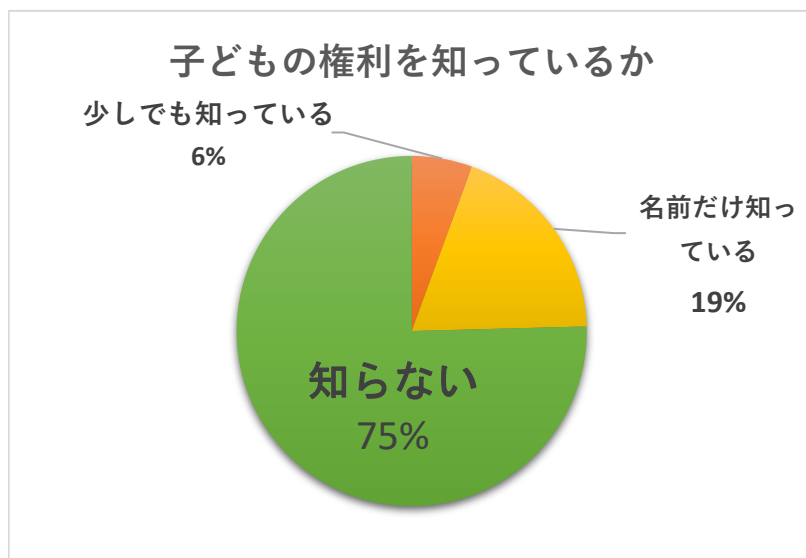
○ヒアリング実施数 (人)

学年	小学生	中学生	高校生	合計
人数	152	7	24	183

Q1 子どもの権利を知っているか

(人)

少しでも知っている	11
名前だけ知っている	34
知らない	138



【Q1. ヒアリングから分かったこと】

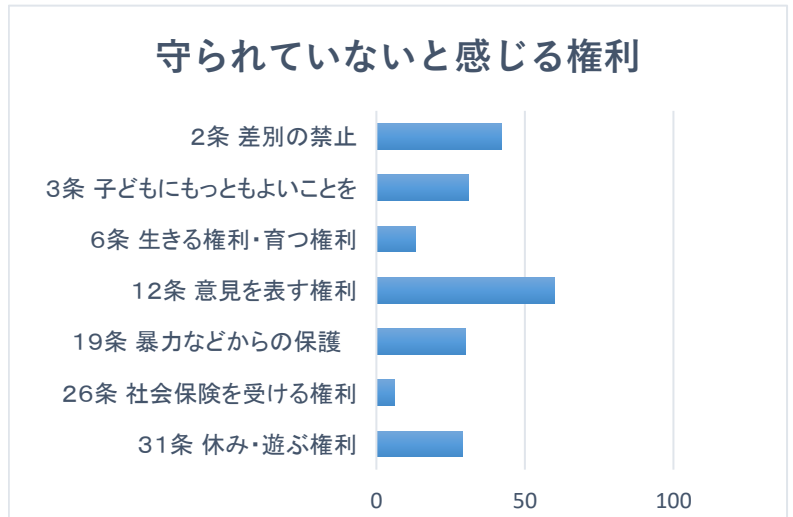
子どもの権利の認知については、7割強の子どもが知らないと答える状況です。また、年齢が高くなるにつれて認知度が増してくると思われがちですが、小中学校での「国立市子ども人権オンブズマン」の周知活動により、認知度は子どもの年齢が低くなるほど高くなります。

Q2-1 守られていないと感じる権利

(人)

2条 差別の禁止	42
3条 子どもにもっともよいことを	31
6条 生きる権利・育つ権利	13
12条 意見を表す権利	60
19条 暴力などからの保護	30
26条 社会保険を受ける権利	6
31条 休み・遊ぶ権利	29

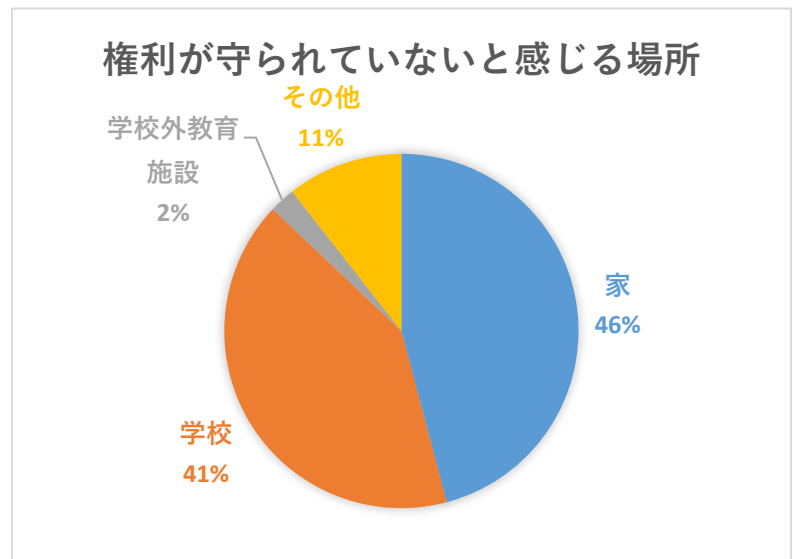
※複数回答あり



Q2-2 守られていないと感じる場所

(人)

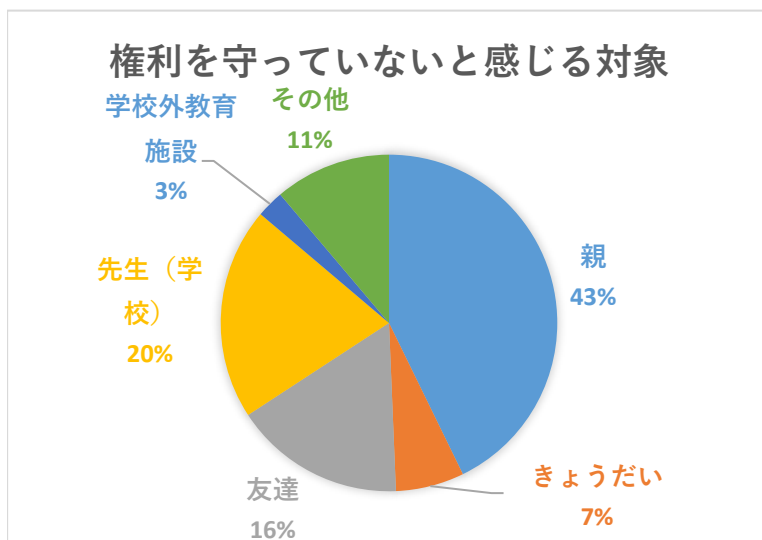
家	39
学校	35
学校外教育施設	2
その他	9



Q2-3 守っていないと感じる対象

(人)

親	65
きょうだい	10
友達	25
先生(学校)	31
学校外教育施設	4
その他	17



【Q2. ヒアリングから分かったこと】

子どもに権利侵害を問うと、まずは「無い」という反応が返ってきます。それは、日ごろの生活の中で、自分の意見よりも大人の意向に従うことに疑問を感じずに生活している様子が伺えます。しかし、丁寧に状況を探っていくと、自身の気持ちとは違うことを強いられていること、本来の願いがあることなど、多くの気持ちや考えを伝えてくれました。

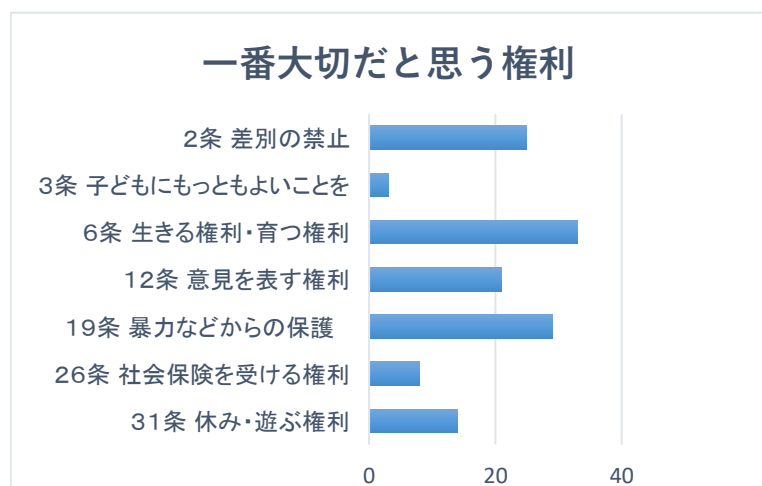
「権利が守られていない場所」「権利を守っていないと感じる対象」については、当然、日ごろの生活の中で一番接する機会の多い人や場所が多くなりますが、低年齢の子どもほど「親・家」でのことが多く、年齢が上がるほど「学校」でのことを挙げる子どもが増えてきます。

しかし、いずれもほんの少しの意識の変化により、互いに良い関係が築ける内容も多く、条例策定に伴う周知により変化が期待されるものと考えます。

Q3 一番大切だと思う権利

(人)

2条 差別の禁止	25
3条 子どもにもっともよいことを	3
6条 生きる権利・育つ権利	33
12条 意見を表す権利	21
19条 暴力などからの保護	29
26条 社会保険を受ける権利	8
31条 休み・遊ぶ権利	14



【Q3. ヒアリングから分かったこと】

子どもの権利の中で、子どもたちが一番大切だと思う権利は、「生きる権利・育つ権利」、「暴力などからの保護」が多く、命の大切さに関わるものです。

「差別の禁止」や「意見を表す権利」も次いで高く、自分あるいは友達が、身近な場面で、いじめや仲間はずれなどがあってはいけないという気持ちを感じることができます。また、日頃から言いたくても言えないことや言っても無駄だと思うことがあり、意見を表明することが大切であることを伝えると、これまでを振り返る中で、意見を表明することにより変えることができるということを感じたようです。

【例えば、子どもからこんな答えがありました】

●権利が守られるためにはどうしたらよいか。

- ・大人も子どもも権利を理解する。
- ・もっとPRをする。
- ・母子手帳を渡すタイミングで説明をする。
- ・子どもの意見を聞く機会をつくる。
- ・周知や学びの機会を充実させる。

●権利が守られるために大人にお願いしたいこと

- ・困ったことがあったら相談にのってほしい(相談機会の充実、オンブズマンに行く前の段階で)
- ・子ども時代は大人と一緒に遊んでほしい
- ・怒るときやダメなときは説明してほしい(感情的にならず説明してほしい、理由を聞いてほしい)
- ・自由に遊べる公園や体験機会など環境を充実させてほしい。
- ・お金がないところの保障を充実させてほしい。

【子どもヒアリング全体で分かったこと】

これまでのヒアリングを通して感じることは、「子どもの権利」についてきちんと説明をすると、低学年の子どもでもとてもよく理解をするということです。そして、それを基に考え出された意見は、大人から見るとまだ幼いと感じる低学年であっても、高学年と本質的に同じことを伝えてくることを大人はもっと知るべきだという印象を受けました。

子どもたちが、「子どもの権利」について知った後の思いは、権利があることにより自分のわがままを主張できるということではなく、「説明をしてほしい」や「話を聞いてほしい」など、対話を通して良好な人間関係を築きたいという思いでした。

②保護者ヒアリングの結果について

先に述べましたが、大人へのヒアリングも「子どもの思い・大人の思い」という視点で比較ができるよう、本質的に同じことが聞き取れる「主要5項目」で行い、設問2の権利侵害については「守られていない、もしくは守っていないと感じる権利」と守る側の立場を含めて質問しています。

保護者への属性に合わせた設問は、「子育てをしている中で、子どもの権利を守ることが難しくなること」を聴取しました。

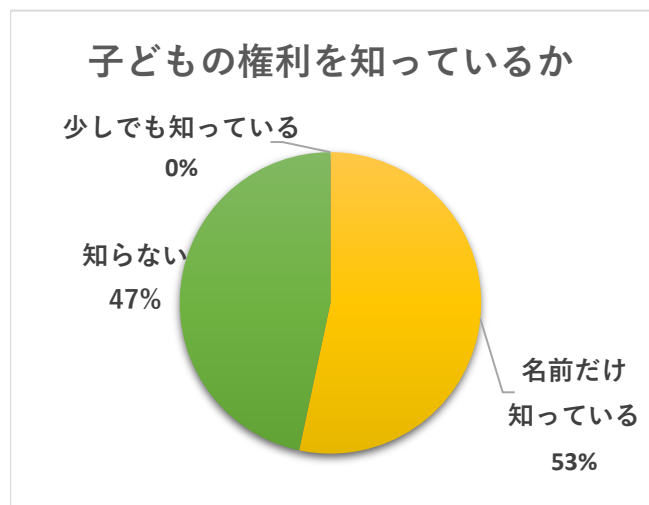
○実施数 15人

○属性 小・中学生を持つ保護者（市立小・中学校のPTA）

Q1 子どもの権利を知っているか

(人)

少しでも知っている	0
名前だけ知っている	8
知らない	7



【Q1. ヒアリングから分かったこと】

子どもの権利の認知については、子どもは7割強の子どもが「知らない」と答えるところ、保護者は「名前だけ知っている」という数値が上がり「知らない」という数値が下がります。これは実際に子育てをしている世代の特徴であるとも言えますが、次の設問Q2の回答数にも表れているように、身近なことをイメージするものではなく、テレビやニュースで目にする戦争や紛争、貧困、虐待というイメージであるようでした。

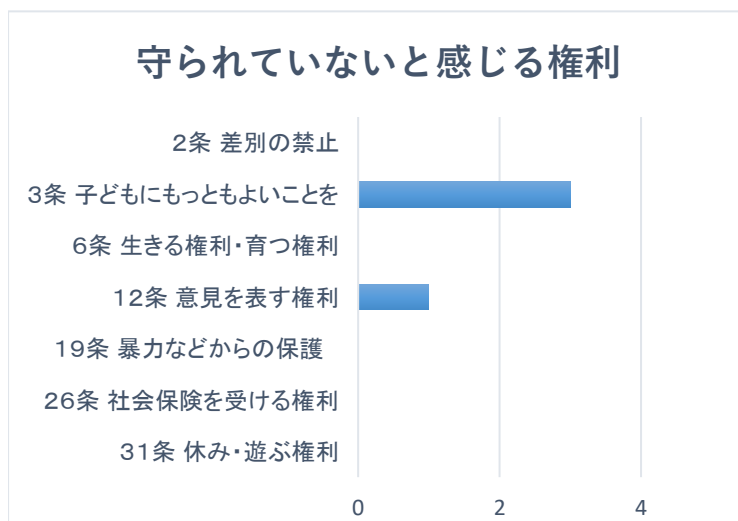
「少しでも知っている」が、子どもの認知数のほうが高いのは、「国立市子ども人権オンブズマン」の周知活動が小中学校で行われている結果と推測しています。

Q2 守られていないと感じる権利

(人)

2条 差別の禁止	
3条 子どもにもっともよいことを	3
6条 生きる権利・育つ権利	
12条 意見を表す権利	1
19条 暴力などからの保護	
26条 社会保険を受ける権利	
31条 休み・遊ぶ権利	

※無回答あり



【保護者からこんな答えがありました】

- ・子どもの意見を聞かずに、勝手に習い事を申し込んだ。
- ・親には子どもに教育を受けさせる義務もあるなか、学校や習い事に行きたくない子にどの位の強さで声かけをしてよいか悩む。
- ・親としてはYouTubeなどで見せたくないものがある。一方子どもは自分の好きな物を選んでそこから学ぶこともあるので、そこに葛藤を感じる。

【Q2. ヒアリングから分かったこと】

子どもの権利侵害について問うと、身近なところでのイメージがなかなかつかない様子が数値に表れています。この状況については子どもも大人も同じで、家庭の中へ子どもの権利が周知されていないことが分かります。子どもへのヒアリングに際しては、丁寧に状況を聞き取り数値に反映させましたが、保護者に対しては質問を変え、「属性設問」(次頁に添付)の中で聞き取ったことが、「子どもが権利を守られていないと感じること」と読み取っています。それらの回答は、保護者の子どもの成長を願う思いの中に、「権利としてどこまで子どもの声に答えるか、その判断に迷う」という声でした。

属性設問 子育てをしている中で、子どもの権利を守ることが難しくなることは何か

【保護者からこんな答えがありました】

- ・朝忙しいと、子どもの意見を聞いている余裕がない。
- ・子どもの安全を優先して、チャレンジすることを制限してしまう。
- ・子どもの安全を優先して、あれはダメ、これはダメと口出ししてしまう。
- ・親の教育方針と子どものやりたいことのバランスが難しい。
- ・親に対して、素直に嫌なことが言えないのではと不安になるときがある（親が心配するから、きっとダメだと言われるからと、先回りをして）。これまで、押さえつけてしまっていなかったかと思うときがある。
- ・父親がやらせたいスポーツを無理に勧める。子どもからしたら父が怖くて断りづらい状況があったのではないか。結果として今は楽しくそのスポーツを継続しているが、その当時の一方的に押し付ける関係性は良くなかったと思う。

【属性設問から分かったこと】

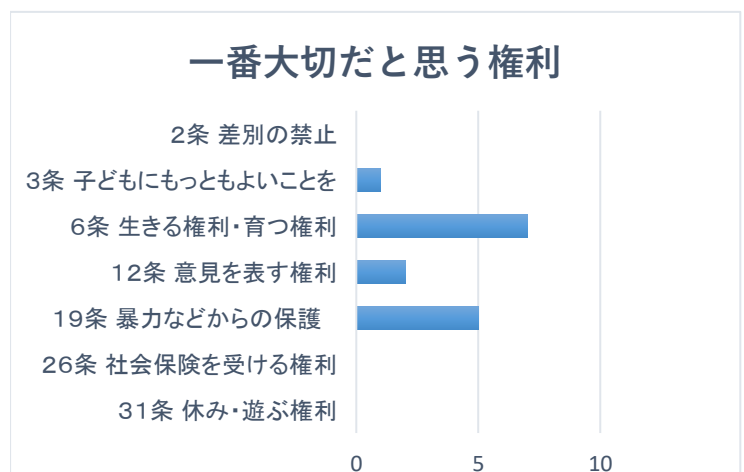
保護者からは、「ゆっくりと聞いてあげたいと本心では思っているが、ちゃんと時間をとっていないかもしれない」という声や、「子どものためを思って先回りや無理強いをしてしまうことを本心ではよくないと思いつつも、親の教育方針とのバランスに悩んでいる」という声があり、そして、そのような状況に対して「こういう場合はこう判断するのがよい」といった明確な線引きや目安を知りたいという声が多くありました。

しかし、「子どもの権利」の目線では、それぞれの状況に対しての判断の正しさではなく、双方で気持ちを伝え合ったり、一緒に考えたりすることが子どもの自己肯定感や主体性を高め、豊かな育ちへとつながっていくということであるので、条例が家庭の中に浸透していくためには、子どもの権利について正しく理解されるよう丁寧な説明が必要であることが浮かび上がりました。

Q3 一番大切だと思う権利

(人)

2条 差別の禁止	
3条 子どもにもっともよいことを	1
6条 生きる権利・育つ権利	7
12条 意見を表す権利	2
19条 暴力などからの保護	5
26条 社会保険を受ける権利	
31条 休み・遊ぶ権利	



【Q3. ヒアリングから分かったこと】

子どもの権利の中で、保護者が一番大切だと思う権利は、「生きる権利・育つ権利」、「暴力などからの保護」が多く、これは、子どもたちが思う「一番大切だと思う権利」と同じでした。保護者も子どもも、「命の大切さ」に関わるのが最も重要と感じているようです。

【保護者ヒアリング全体で分かったこと】

保護者へのヒアリングでは、子どもと同様、日ごろから「子どもの権利」についてあまり浸透していないため、なかなか意見が出ない場面もありましたが、冒頭に行った「子どもの権利条約」の説明により得た理解を日ごろの生活と照らし合わせることにより、徐々に多くの意見を聞くことができました。

ヒアリングを進めていくと、「一方的にあれダメこれダメと言ってしまうことで、自分の気持ちを言わなくなってしまっているのではないか」「自分で考える機会を与えていないのでは」など、子どもへの親の一方的な対応について違和感を持っていることが多く、保護者自身の子育てに関するたくさんの考えや悩みの声がありました

今回のヒアリングにより、一言で「子どもの権利」といっても、保護者には子どもの特性や家庭の状況により様々な悩みがあり、保護者が穏やかな気持ちで安心して子育てをすることができるよう、多様な状況に対応することを考慮した上で支援をしていかななくてはならないこと、また、子どもの権利の中でもとくに重要となる「子どもの意見を表明する権利」については、子どもが正しいかどうかではなく、子どもの話を聞いて一緒に考えるという「信頼関係」を構築することが大切で、相互的な人間関係のもとで、子どもの豊かな育ちや幸せへつながるということの理解を進めることが必要だと捉えています。

③新成人ヒアリングの結果について

子ども時代の記憶が新しく、また、子どもの権利を保障する立場でもある新成人にヒアリングを実施しました。属性に合わせた設問は、「子ども時代を振り返って環境的にこうあればよかったと思うこと」「自分が親になった場合、何を大切にしたいか」を聴取しました。

○実施数 7人（うち2名は外国にルーツを持つ方）

○属性 令和3年度の新成人

Q1 子どもの権利を知っているか
(人)

少しでも知っている	0
名前だけ知っている	0
知らない	7



【Q1. ヒアリングから分かった事】

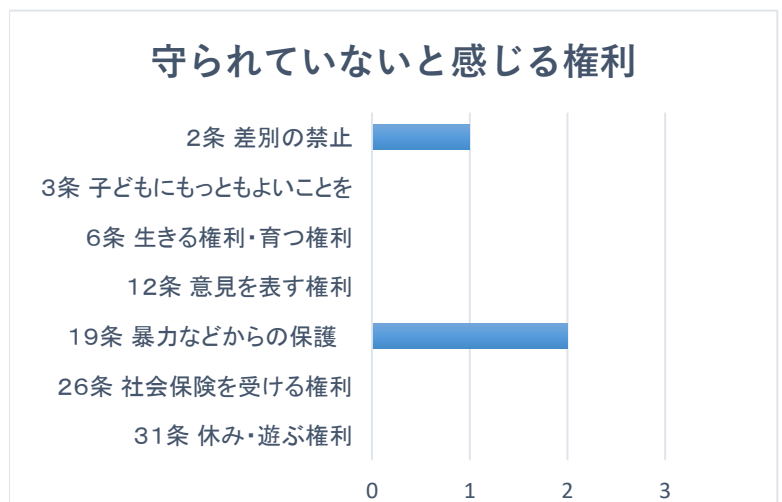
子どもの権利の認知については、全員が「知らない」と回答しました。子どもの権利保障について、各地の自治体が条例策定等を始めたときに生まれた世代ですが、子どもの権利を浸透させるためのアクションがなされていないことが反映されています。

Q2 守られていないと感じる権利

(人)

2条 差別の禁止	1
3条 子どもにもっともよいことを	
6条 生きる権利・育つ権利	
12条 意見を表す権利	
19条 暴力などからの保護	2
26条 社会保険を受ける権利	
31条 休み・遊ぶ権利	

※無回答あり



【新成人からこんな答えがありました】

- ・ 体育会系の部活では人格を否定するような指導がある。行き過ぎた指導はよくない。
- ・ ルーツが外国にあることで、クラスでいろいろ言われたことがある。
- ・ 勉強できるかできないかで人が評価され、勉強ができないことで親に怒鳴られた。虐待や暴力から助けてもらえることを周知することが重要。

【Q2. ヒアリングから分かったこと】

「子どもの権利」の認知度に比例することですが、この属性でも子どもの権利侵害についてイメージがつかない様子が数値の低さに表れています。丁寧な聞き取りを試みたところ、当時、理不尽と感じながら我慢していたこと、現在でもつらい記憶として残っていることがあることが分かりました。

属性設問 1 子ども時代を振り返って環境的にこうあればよかったと思うこと**【新成人からこんな答えがありました】**

- ・ もっと休みたかった
- ・ 勉強に厳しい学校だったので、部活のことや趣味のことで友達と話せる日本の学校はうらやましい。
- ・ 今は小学5年生から英語の授業が始まるので、外国人と話す機会がたくさんあったら、小さいころから多様性にふれることができるのではないかな。

属性設問 2 自分が親になった場合、何を大切に子育てをしたいか**【新成人からこんな答えがありました】**

- ・ 子どもがやりたいことはやらせてあげたい。
- ・ 家庭環境で子どもの性格が変わると聞くので、ストレスを感じさせないようにのびのびと育てたい。
- ・ どんな意見でも否定せずに一旦受け止めてあげたい。
- ・ 個性を認め、自己肯定感を大切にしたい。
- ・ 様々な経験をさせて視野を広げてあげたい。
- ・ 自主性を引き出してあげたい。
- ・ 人の意見を尊重できる人になってほしい

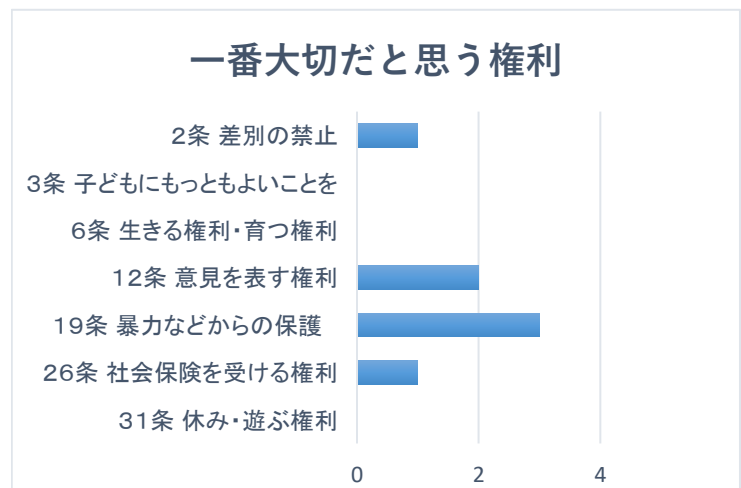
【属性設問から分かったこと】

当初、意見がなかなか出ず、成長の中で、「子どもの権利」についての周知がなされずに生活している時間が長ければ長いほど、権利侵害をイメージしにくいと考えていましたが、質問を変えて、「自分が親になったとき」と聞いてみると参加者全員から様々な思いがあふれてきました。新成人は、既に子ども時代の苦勞を乗り越えているのだと思いますが、これらの思いが本来、自身が望むものであったと捉えています。

Q3 一番大切だと思う権利

(人)

2条 差別の禁止	1
3条 子どもにもっともよいことを	
6条 生きる権利・育つ権利	
12条 意見を表す権利	2
19条 暴力などからの保護	3
26条 社会保険を受ける権利	1
31条 休み・遊ぶ権利	



【Q3. ヒアリングから分かったこと】

子どもの権利の中で、新成人が一番大切だと思う権利は「暴力などからの保護」、次いで「意見を表す権利」でした。子どもの権利の理解により、大人の意向が絶対ではなく、自分の意志で発言し、身を守ることができると感じた様子が反映されています。

【新成人ヒアリング全体で分かったこと】

これまでのヒアリング対象の中でも、特に「子どもの権利」の周知があまりなされていないと感じる世代でした。

そのため、最初はなかなか意見が出ない場面もありましたが、「自分が親になったとき」の設問に答える新成人の様子は、これまでの設問での回答には無かった熱さがあり、「自分自身にとって、こうありたかった」という気持ちが伝わってきました。

今回のヒアリングにより、なるべく早期に「子どもの権利」を知る必要があるということ、また、子どもの権利の中でもとくに重要となる「子どもの意見を表明する権利」について、大人と子どもが対立するのではなく、相互的な人間関係のもとで豊かな育ちにつながるということを、これから親の立場になるかも知れない若い大人に対しても理解を進めることが必要だと受け止めています。

【ヒアリング結果を条例に生かす視点】

○子どもの権利の周知と子どもの意見表明の尊重

「子どもの権利」の認知度は、子どもも大人も低い現状ですが、子どもの権利について説明をすると、日常の中で権利に関わることがたくさんあり、また、「子どもの権利を理解し守ることが大切である」との認識が深まることが分かりました。子どもも大人も子どもの権利を知ること、そして学ぶことが大切です。

また、子どもが大人に対し、もっと説明してほしいと思っていることや、そもそも声を出すことをあきらめているという子どもがいることから、大人は、子どもの声に耳を傾け真剣に受け止め、子どもの意見表明権を尊重し対話していくことが大切です。

○あらゆる場面で、子どもの権利が守られること

子どもの権利に関わる事柄は、日常生活の中のあらゆる場面でささいな出来事の中にあります。その日常生活の場である学校、家庭や地域などにおけるそれぞれの大人の役割として、大人は子どもの権利を理解しこれを守りながら、子どもの最善の利益がかなうために必要な取組に努めることが大切です。

市も、子どもの権利を守るためのこうした大人の役割を積極的に支え、子どもにやさしいまちづくりを進めることが求められていると考えます。

○子どもの声を聞く機会の充実

子どもの権利が守られるために大人にお願いしたいこと、守られるためにはどうしたらよいかという問いかけについて、「困ったことがあったら相談にのってほしい」「子どもの意見を聞く機会をつってほしい」という声に対し、子どもが利用しやすい相談の場所や声を聞く環境をきめ細やかに整える必要があります。

○自由に遊べる子どもの居場所づくり

子どもにとっては、大人が思っている以上に、自由に遊べる居場所が少ないという声があります。遊びの制限が多いなか、貴重な体験ができる自由な遊び場を望む声に応える必要があります。

○命に関わる権利が守られることが大切

子どもも大人も、「生きる権利・育つ権利」「暴力などからの保護」について、命に係わる権利をととても大切に思っており、当然な事として優先的に守られるべきものと考えます。

○権利カード<幼児低学年用>



○気持ちカード<しょうがいしゃ・放課後等デイサービス通所者>



○絵本



○権利カード<小学高学年～高校生>



2. 子どもの権利に関する公立小中学校教員アンケートについて

多くの子どもにとって家庭の次に過ごす時間が長い場所である学校において、子どもの権利を保障する上での課題を聴取するため、市内公立小中学校教員アンケート調査を行いました。

アンケートの内容は、子どもの権利に関するヒアリングの設問を参考に、子どもの現状や日々の指導の中で難しく感じていることなどの聴取ができるように設問を作成しました。

依頼の際は、ヒアリングで使用した、子どもの権利についてのスライド等も参考資料として添付し、「権利」について理解をした上での回答をお願いしました。また、回答に当たってのバイアスがかからないように、ヒアリングから得た子どもからの意見に関する内容は、アンケート調査時点では提示しないこととしました。

○アンケート期間： 令和4年10月3日から10月17日まで

○回答数： 40人

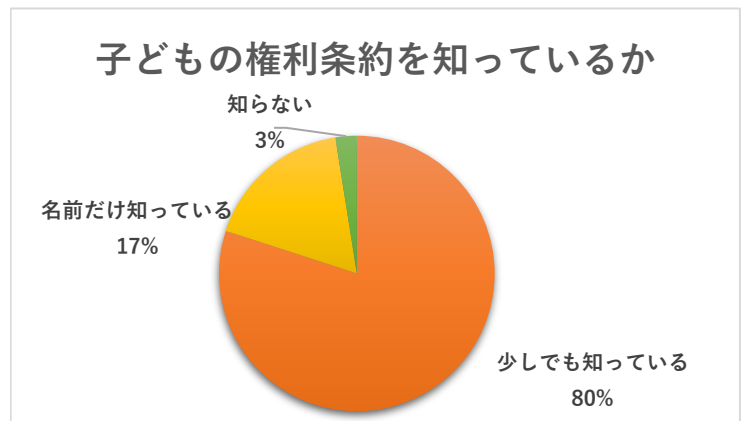
○対象者： 各学校5名（構成については、職層・職歴・国立市での勤務年数等に偏りが生じないように、バランスを考慮しました。）

※設問の詳細については、本章末の「アンケート設問」をご参照ください。

Q1 子どもの権利を知っているか

(人)

少しでも知っている	32
名前だけ知っている	7
知らない	1



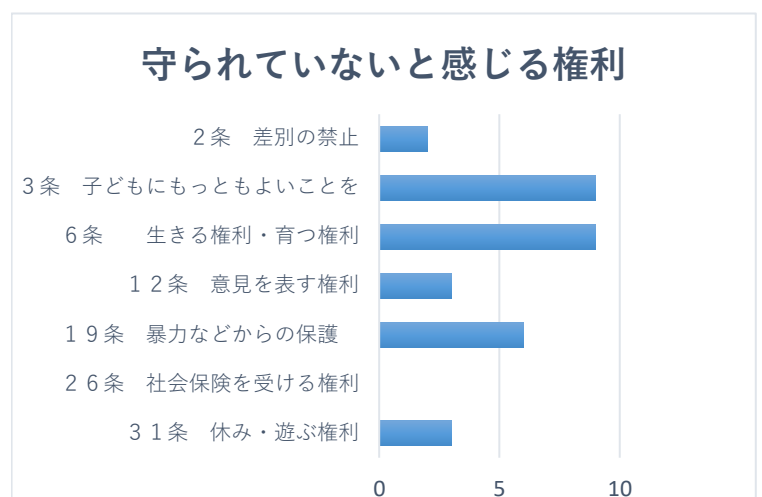
【Q1. 子どもの権利を知っているか】

子どもの権利を知っているかの問いに対しては、8割が少しでも知っていると回答。知らないと回答したのは1人でした。

Q2-1 守られていないと感じる権利

(人)

2条 差別の禁止	2
3条 子どもにもっともよいことを	9
6条 生きる権利・育つ権利	9
12条 意見を表す権利	3
19条 暴力などからの保護	6
26条 社会保険を受ける権利	0
31条 休み・遊ぶ権利	3



【Q2. 守られていないと感じる権利】

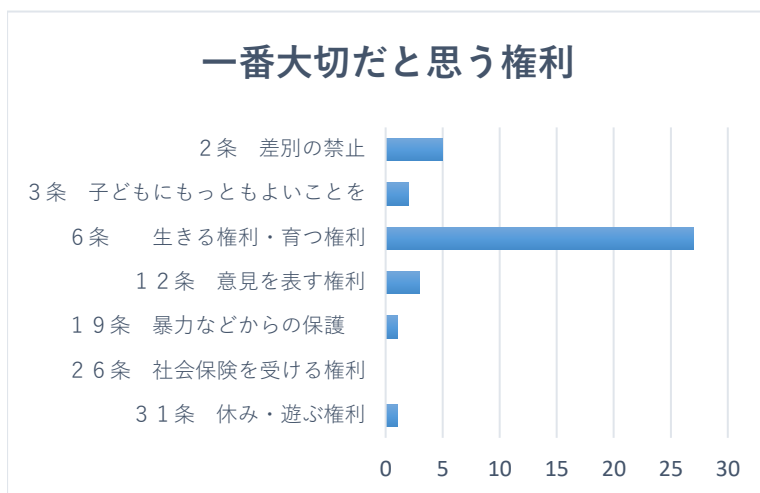
守られていないと感じる権利については、「子どもにとってもとも良いことを」「生きる権利・育つ権利」が上位の回答となり、次いで「暴力などからの保護」の回答となりました。

【具体的にこのような意見がありました】

- ・ヤングケアラー該当の疑いがある（あった）児童が数名いる
- ・ネグレクトが疑われる家庭が数件ある
- ・家庭で食事を安定してとれていない児童がいる
- ・無理やり習い事などに生かされている児童がいる
- ・虐待やネグレクト等、児童の権利が侵害されることが増えてきているように感じる。家庭によって、差が広がってきている。
- ・新型コロナウイルス対応で、仕方がないが子供が教育を受ける機会が損なわれている
- ・子ども同士の関わりの中で「いじめ」に関しては、子ども同士であれ、子どもの権利が侵害されている。
- ・習い事が多い児童において、休みがなく、疲弊している様子も見受けられ、子どもの権利が侵害されていると感じる場面もあった。

Q3 一番大切だと思う権利

	(人)
2条 差別の禁止	5
3条 子どもにもっともよいことを	2
6条 生きる権利・育つ権利	27
12条 意見を表す権利	3
19条 暴力などからの保護	1
26条 社会保険を受ける権利	0
31条 休み・遊ぶ権利	1



【Q3. 一番大切と感じる権利】

一番大切と感じる権利については、「生きる権利・育つ権利」が最も上位の回答となり、これは、子どもからのヒアリング結果の最も上位という点で同じものとなりました。

【Q4-1 子どもの権利を保障するために、「教員としてできること】

- ・日々子どもの声に耳を傾けること
- ・子どもの権利を意識して指導すること

- ・ 子供の話に寄り添って、よく聞くこと
- ・ 子供が困ったとき、辛いときにすぐに話してもらえる対教師の信頼関係を作ること
- ・ 教員が、正しく「子どもの権利」を理解すること
- ・ 信頼し合える関係づくり

【Q5 子どもの権利を守るためには、学校だけで対応できることばかりではないと考えています。どのような仕組みがあると効果的だと思いますか】

- ・ 子どもが気軽に相談できる場
- ・ 保護者や地域の人が「子どもの権利」について知る機会、行事イベントなどがあるとよい
- ・ 学校外の居場所をつくる
- ・ 様々な人々が、緩やかにつながる地域社会があり、多様な経験ができると効果的

【まとめ】

○子どもの権利を守る難しさ

Q2. 「守られていないと感じる権利について」は、子どもは、育ちのなかで一人ひとり違う多様な課題を抱え、特にそれぞれの家庭の状況において複雑に存在しています。アンケートの自由記載からは、こうした家庭の事情に入り込めない状況、家庭の経済的状況、医療的な課題、子育て観など学校内だけでは子どもの権利を守る難しさがあると感じているようです。

○学校の中で、子どもの意見・考え・気持ちに応答することについて

Q4-1. 子どもの権利を保障するために、「教員としてできること」の設問において、日々子どもの声に耳を傾けることや子どもの話に寄り添ってよく聞くこと、そして信頼し合える関係づくりなど、子ども権利の保障において大切に思っている回答が目立ちました。また、同様に、Q2-5の「学校の中で、子どもの意見・考え・気持ち（悩み等も含む）に応答することについて」の回答においても、児童の思いや気持ちを受け止める姿勢、信頼関係を大切にしていることの回答が多数ありました。

これら設問の回答全体と通しても、子どもの意見・考え・気持ちに応答すること、子どもとの信頼関係をもつことが子どもの権利を守る大切な視点として挙げられます。

○子どもの権利を守るための効果的な仕組み

Q5 子どもの権利を守るための効果的な仕組みについての設問においては、「子どもが気軽に相談できる場」「学校外の居場所をつくる」「様々な人々が、緩やかにつながる地域社会があり、多様な経験ができると効果的ではないか」などの意見がありました。子どもの権利を守るためには、学校以外にも広く地域とも繋がり、あらゆる場面で子どもに寄り添い支える環境が大切であるようです。

アンケート設問

Q0. 差し支えない範囲で回答者の属性を教えてください。

- ・生活指導を主として担当されている方、若しくは学級担任などの職位（自由記述）
- ・ご年齢
 - ①20代②30代③40代④50代⑤60代以上
- ・教員歴
 - ①3年未満②3年以上5年未満③5年以上10年未満④10年以上20年未満⑤20年以上
- ・教員としての国立市での勤務年数
 - ①1年未満②1年以上3年未満③3年以上5年未満④5年以上

Q1. これまで市内の子どもと大人に対し、子どもの権利の認識についてヒアリングをしてきました。その結果、子どもの権利の内容について「知らない」といった回答が8割近くあり、また、年齢が上がるにつれ「知らない」との回答割合が顕著に表れるといった状況でした。（詳細は「教員向け依頼文裏面 これまでの取り組み紹介」をご覧ください）

そこで、教員の皆様にお聞きします。すべての子どもは、「子どもの権利条約」により、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」（大切な4つの原則）などが保障されていることを知っていますか。（選択肢より一つ選んでください）

- ①少しでも知っている ②名前だけ知っている ③知らない

Q2-1. 児童・生徒との関わりの中で、子どもの権利が侵害されていると感じることがあれば教えてください。（自由記述にてご回答ください）

Q2-2. Q2-1で侵害されている権利は以下のうちどれに該当しますか。（選択肢より一つ選んでください）

- ①差別の禁止②子どもにもっともよいことを③生きる・育つ権利④意見を表す権利⑤暴力などからの保護⑥社会保障を受ける権利⑦休み遊ぶ権利⑧その他（わからない含む）（ ）

Q2-3. 子どもの権利を守ることに、物理的な要因や考え方の違いなど、教員自身の事情により難しさを感じることはありますか。状況や理由について教えてください。（自由記述にてご回答ください）（複数回答可）

Q2-4. 条例では「すべての子ども」の権利が保障され、自分らしく成長・発達できることを大切にしたいと考えていますが、家庭状況や本人自身に問題を抱えている子どももいます。このような、個別のニーズにより難しいと感じることはありますか。また、その事例があれば教えてください。（自由記述にてご回答ください）（複数回答可）

Q2-5. 条例では、「意見を表す権利」を子どもの主体性の保障と捉え、子どもと大人との相互的な人間関係（子どもの主体性と大人の応答性）を根幹と考えています。学校の中で、子どもの意見・考え・気持ち（悩み等も含む）に応答することについてご意見をお聞かせください。（自由記述にてご回答ください）

Q3. 子どもの権利として、一番大切だと思う権利は何ですか。（選択肢より一つ選んでください）

- ①差別の禁止②子どもにもっともよいことを③生きる・育つ権利④意見を表す権利⑤暴力などからの保護⑥社会保障を受ける権利⑦休み遊ぶ権利⑧その他（わからない含む）（ ）

Q 4-1. 子どもの権利を保障するために、「教員としてできること」についてお考えをお聞かせください。(自由記述にてご回答ください) (複数回答可)

Q 4-2. 子どもからのヒアリングでは、権利が守られるために「まずは大人と子どもみんなで権利を知ることが大切」と言った意見が多くありました。みんなに広まり、受け入れられるためには、どのような工夫が必要だと思いますか。(自由記述にてご回答ください) (複数回答可)

Q 5. 子どもの権利を守るためには、学校だけで対応できることばかりではないと考えています。どのような仕組みがあると効果的だと思いますか(保護者、地域、市など、誰でも可)。(自由記述にてご回答ください) (複数回答可)

【以下は任意回答となります】

Q 6. 他市の子どもと比べて、国立市の子どもに感じているイメージがあれば教えてください。(自由記述にてご回答ください)

Q 7. 子どもの権利が守られることによって、子どもたちがどのようになったらよいと思いますか。「〇〇のような子ども」というようなイメージや、端的なキーワードで表現できるものがあれば教えてください。(自由記述にてご回答ください)

3. くにたち青少年・子どもサミットについて

第三次国立市子ども総合計画における「子どもの権利を守る体制づくりの推進」「子どもの権利を具体化する子ども参画の仕組みづくりの推進」を進めるにあたり、大人の考えだけではなく、実際にこれらの権利や仕組みを享受する子ども自身の考え・意見を聞く機会として、令和2年度より「くにたち青少年・子どもサミット」を開催しています。

第1回～第4回までの開催実績

○参加人数

回	1	2	3	4	合計
人数	17	14	25	14	70

○内訳

小学生	中学生	高校生
45	17	8

○意見（要旨）

第1回くにたち青少年サミット テーマ「不登校・いじめについて」（令和2年2月）
<p><不登校について> 中高一貫校では人間関係に変化がないので、学年が上がるにつれ不登校は多くなる／勉強や友人関係が原因のことが多い</p> <p><行けないことについて> 行きたくないなら行かなくてよいと思う（多数）／来た時に暖かく迎えればよいと思う</p> <p><先生との関りについて> 担任と合わないと感じたことがある（多数）</p> <p><親に相談することについて> 改善したことがあるし、話した方がよいと思う／無理にでも「行け」と言ってほしい（多数）</p> <p><居場所について> お菓子があるところ、ランドセルのままで行けるところ、同世代だけ集まれる場所や趣味が合う人が集まれる場所がよい／不登校の子が他の子と一緒に嫌な場合に対応できるような部屋が分かれている方がよい</p> <p><いじめについて> 自分がされた、まわりであった</p> <p><担任が解決してくれると思うか> 思わない（多数）</p> <p><どうして起こるか・どうしたらなくなるか> いじめの境目があいまいで自分も周りも気が付けないことがある／多様性を認められないから周りの大人にかかっていると思う、子どもだけでは無理／自分もあいまいにしてしまうと思う</p>
第2回くにたち青少年サミット テーマ「新型コロナ～人と人とのつながりについて」（令和2年9月）
<p><市や学校への要望> 情報を正確に伝えてもらいたかった</p> <p><家庭の状況について> 親との関係が悪くなった（親も職場の愚痴が多くなった）／家族といれてうれしかった／生活リズム</p>

が乱れた

<学校生活について>

学校の行事・実習授業がなくなった／クラスメイトと馴染めなくなった／オンラインシステムが分かりづらい（使えない）／クラスでストレスがあった子は改善した／実際に合わないと分かり合えないことを知った

第3回くにたち子どもサミット テーマ「平和と人権～子どもの権利ってなに？」（令和3年6月）

<守られていないと思う権利>

もっともよいこと 24%、休み遊ぶ 23%、意見表明 20%、暴力 11%、差別 11%、生きる育つ 11%、社会保障 0%

<大切だと思う権利>

差別 23%、生きる育つ 23%、意見表明 18%、暴力 18%、休み遊ぶ 9%、社会保障 5%、もっともよいこと 4%

<子どもの権利が守られるためにはどうしたらよいか>

○子どもの気持ち・本質

大人が子どもの目線・立場に立って考えてほしい／子どもを信用してほしい

○意見表明・相談しやすい環境づくり

注意するときは子どもの意見も聞いてほしい／先生が一人ひとりに目を向けて聞いてほしい／相談室に入りづらい（おおごとにしたくない）／アンケートではなく体面のほうがいい／相談できる場所がほしい

○意見表明・参加機会の促進

大人が子どもの目線・立場に立って考えてほしい／大人も子どもと一緒に考えたい／意見を言うことは大事だが、自分で考えること（思考停止しないこと）が大事

○周知と学びの支援

人権教室をやってほしい／子どもの権利について知らせてほしい

○居場所づくりの推進

三小エリアに公園がない／北プラザ図書館の開館時間を延ばしてほしい

第4回くにたち子どもサミット テーマ「差別の禁止ってなに？」（令和3年12月）

<差別が起こらないためにはどうしたらよいか>

○子どもの気持ち・本質

人に対して思いやりが大事／相手の気持ちを考える／何も感じていないようにふるまっても本心では傷ついていることがある（双方に無自覚・無意識の場合がある）／まず大人から気を付けてほしい／大人は子どもの成長の元と感じている

○文化的差別の防止

ルールはあっても常識は作らない

○周知と学びの支援

大人が正しい知識を持ってほしい／理解を進めるために広報をしてほしい

○意見表明・相談しやすい環境づくり

大人の方が偉いというイメージがあり相談しにくい／市内にたくさん相談所を作ってほしい／オンブズマンに相談しにくい（知らない人である／場所が遠い）

